

小田滋賞規程

1. 本賞の目的

国際法、国際私法、国際政治・外交史の分野における研究を普及し、とくに将来を担う若手研究者の育成を促進するために、同分野に関する優秀な論文に対して小田滋賞を授与する。

2. 賞

(1) 小田滋賞として、最優秀賞、優秀賞及び奨励賞を設ける。

(2) 優秀賞は、優秀な論文に対して授与する。とくに優秀な論文に対しては最優秀賞を授与する。優秀賞は毎年2編以内とし、最優秀賞は1編とする。ただし、最優秀賞については該当なしとすることを妨げない。

(3) 奨励賞は、将来の発展が期待でき、奨励に値する論文に対して授与する。奨励賞は、毎年3編以内とする。

(4) 優秀賞と奨励賞は、理事会が必要と認める場合、上記の定数を超えて授与することができる。

(5) 受賞論文に対し、賞状及び副賞として金一封を贈呈する。

3. 対象者

本賞の応募資格者は、日本国内の大学における、学部又は学部に相当すると認められる課程に在籍する学生（短期大学に在籍する学生及び高等専門学校に在籍する学生で高等学校卒業相当の資格を有するものを含む。）、大学院博士前期課程又は修士課程に在籍する学生、法科大学院に在籍する学生及び司法修習生とする。ただし、過去に最優秀賞または優秀賞を受賞した者は、応募することができない。

4. 応募

本賞への応募は、別に定める応募要領によって行う。

5. 選考委員会

(1) 受賞論文の選考のために、選考委員会を置く。

(2) 選考委員会は、代表理事が指名する3名の委員によって構成する。

(3) 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(4) 選考委員会は、受賞候補論文を選定し、理事会に選考結果を報告する。

(5) 理事会は、選考委員会の報告に基づき受賞論文を決定する。

6. 受賞者の発表及び表彰

(1) 理事会は、受賞論文の決定を速やかに本人に通知し、学会ホームページ及び国際法外交雑誌において発表する。

(2) 代表理事は、国際法学会を代表して、本賞の受賞者を表彰する。

7. 規程の改廃

この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則 この規程は平成25年5月17日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成27年7月12日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成30年7月15日から施行する。